

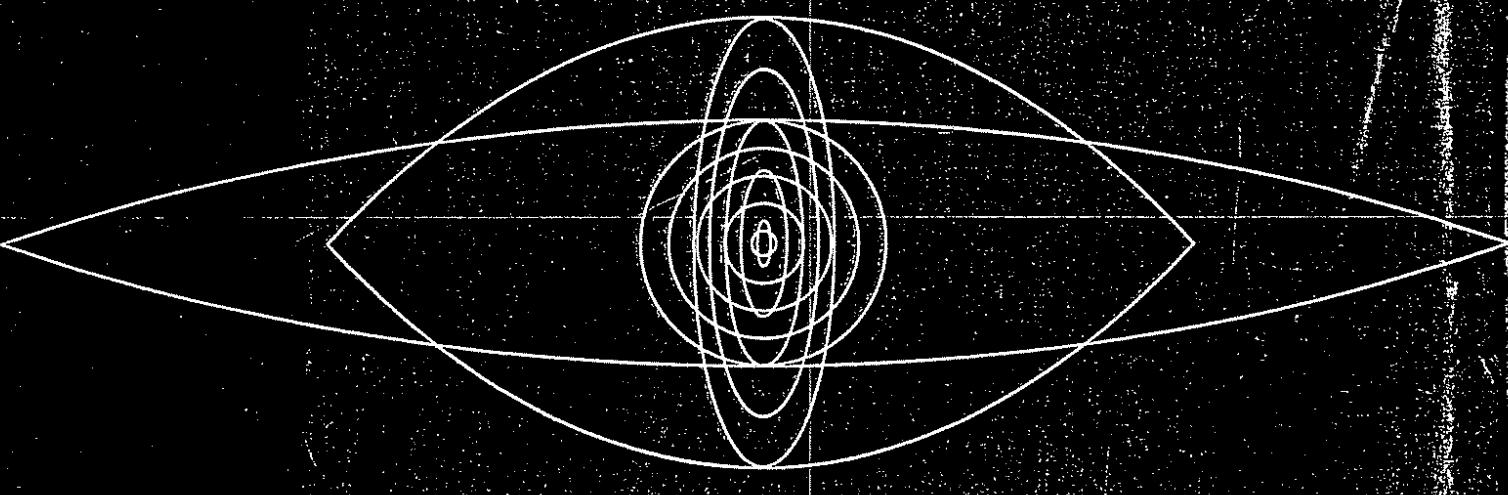
# 自由と正義

LIBERTY & JUSTICE JAPAN FEDERATION OF BAR ASSOCIATIONS

2001年平成13年

VOL.52

2  
月号



「ひと筆」

アメリカのロースクールで日本のビジネス法を教えて、います 外山 興三

女性法曹スケッチ 点描——日本女性法律家協会五〇周年 横溝 正子

弁護士の犯罪を許すな!!——日弁連第四三回人権擁護大会シンポジウム第三分科会における

ある多重債務者の報告を聞いて 宇都宮 健児

講演 ヨーロッパにおける被拘禁者の人権 ミシエル・マッセ(翻訳 白取祐司)

特集1 法教育

アメリカの法教育の理論と実際——日本での法教育を展望して 江口 勇治  
法教育実践のひとつの試み 渡邊 弘

民主主義社会における市民育成としての法教育——日本の法教育の改善のために 橋本 康弘  
法教育と弁護士・弁護士会の役割 中村 博

特集2 「宗教」における人権侵害、差別的扱いの実態と对策

「カルト」問題の由来 島園 進

「宗教」被害の救済の現状と日弁連「判断基準」 山口 広  
カルト人類学の視座——日仏比較カルト／セクト論 榎尾 直樹

「論説」

陳述書の活用 大段 亨

◎第18回司法シンポジウム報告

◎中部弁護士会連合会第48回定期弁護士大会報告

◎中国地方弁護士会連合会平成12年度定期大会報告

◎九州弁護士会連合会第53回定期大会報告

## 二 日弁連の法教育への取り組み

ついての教育の充実を期して、関係各方面に対し強くこれを訴えるものである。

以上のとおり決議する。

1 日弁連は、一九九三年五月の定期総会において、「司法に関する教育の充実を求める決議」を採択している。決議文は短いので左記に全文引用させていただく。

「司法に関する教育の充実を求める決議」

司法は、日本国憲法における権力分立制の下で、立法、行政をチェックし、市民の人権と民主主義を擁護するために重要な役割を果たすものとして位置づけられている。このような司法の機能を健全に発展させるうえで、市民が司法制度の内容とともに、その不可欠の前提条件である。

われわれは、司法を市民に身近な存在とするために、市民とともに『司法改革』に取り組んでいるが、より多くの市民が司法の役割と人権について理解を深め、そのあり方に関心を持つことこそが、その必須の前提となるものと考える。

そのためには、学校教育及び社会教育の中で司法及び人権についての教育をより一層充実させることが重要であり、特に学校教育では教科書における司法及び人権に関する内容を拡充することなどが必要である。よってわれわれは、司法及び人権に

2 司法改革を進める上で、その主体となるべき市民が司法制度の内容、その利用の仕方、人権保障の意義についての正しい理解を持つことが不可欠の前提であることは当然であろう。日弁連が司法及び人権についての教育の充実を期して各方面に訴えることはもちろん必要である。

右決議は、学校教育の中心となる教科書の記載について問題提起しているが、決議理由によれば、一九九二年四月から高校で用いられている「現代社会」教科書一五社二六種類の中で、「裁判を受ける権利」について説明している教科書は四種類にすぎないし、「裁判の公開」という用語を掲載している教科書は一一種類、「疑わしきは被告人の利益に」または「無罪の推定」という用語を掲載している教科書はわずか五種類にすぎないとされ、また、「陪審」という用語を掲載している教科書はわずか二種類であり、「法曹一元」、「法律扶助」などの用語は全く掲載されていない。

また、弁護士に関する記載も不十分なものにとどまっており、たとえば、「日本弁護士連合会」という用語を使用している教科

書は二種類、「弁護人依頼権」は七種類であり、「国選弁護人」、「付添人」という用語は全く掲載されていない。

確かに、自分自身の経験からいっても、中学・高校時代の教科書から、裁判制度に対する具体的なイメージを持つことはできなかつたし、司法といえば三権分立の一つの柱という受験的知識以上のものではなかつた。

3 ところで、一九九三年の定期総会決議の後今日までの間、日弁連としては、一九九六年一二月七日に「全国裁判傍聴交流集会」

一〇万人裁判傍聴をめざして」を開催して、北は札幌から南は沖縄まで、全国五二単位会のうち三三単位会の参加を得て活発な意見交換がなされたほかに、学校教育の場における司法及び人権教育について、特に具体的な取り組みを行っていないようであり、右決議を受けて教科書の記載が改善されたのかどうかについても、残念ながらフォローがなされていない。

また、決議自体も、弁護士・弁護士会が学校教育において果たすべき役割について触れていなかったのであり、これは大いに問題である。

学校における法教育のあり方と司法改革の成否は密接な関連を有しており、市民ひとりひとりが民主的司法の担い手としての自觉を持たなければ、市民的基盤に立つ司法制度は存立し得ない。

学校における法教育の充実は、司法改革・法曹一元・国民の司法参加といった政策目標と同時に進められなければならない。

今回の「自由と正義」の特集を契機として、日弁連において、学校における法教育の充実のための具体的アクションプログラムの策定に向けた議論が行われることを期待したい。

(1) 裁判傍聴のすすめ 日本弁護士連合会司法改革推進センター編 一九九八年三月

### 三 各弁護士会における取り組み

#### 1 単位弁護士会における中学生・高校生対象の活動

一方、各単位弁護士会における中学生・高校生対象の活動は、年々盛んになっていくようである。

各単位会での活動を網羅的に調査した資料は見あたらないが、以下に紹介するのは、会報等の資料や電話聞き取りにより筆者が知り得たものであり、すべてを網羅できているわけではない。おそらく他にも様々な工夫をこらした取り組みがあると思われる。

中学生・高校生対象の活動として最も例が多いのは、学校への

講師派遣である。学校側からの要請を契機として行われる講師派遣はおそらくほとんどの会で実績があると思われるが、さらに進んで、会として学校関係者に講師派遣制度の利用を呼びかけ継続的取り組みとして行っている例も多い。

消費者問題教育は早くから学校での教育に取り入れられたため、消費者問題のテーマを中心とした講師派遣の活動は比較的歴史も古く、これを行っている会は相当数あるが、これは主として、これから社会に出る卒業年次の生徒を対象にしており、国民消費生活センターとタイアップしている場合もある。今後とも、この分野における弁護士会の活動の一つの軸になっていくであろう。

最近では、さらに進んで、消費者問題に限らないテーマでの講師派遣に積極的に取り組む会が増えている。担当する委員会も、消費者問題委員会だけでなく、司法問題関連委員会、広報委員会、子どもの権利委員会、法律相談センターなどにまたがっている。

第一東京弁護士会では、ホームページ<sup>(2)</sup>上で学校への講師派遣を呼びかけており、模擬裁判もその一環と位置づけている。

東京弁護士会の活動については後に述べる。  
京都弁護士会では、「講師派遣業務実施規則」を制定<sup>(3)</sup>し、中学・高校に募集のパンフレットを配布している。

名古屋弁護士会では、市の教育委員会と協力して、小中学校の授業に弁護士を派遣する事業を行っており、「死刑、実名報道を

題材にしたディベート」「男女差別に関する朗読劇・コント」「クイズ形式」など工夫をこらした活動を展開している。<sup>(4)</sup>

大阪弁護士会では、「法まるーむ」と題して、会で作成した小冊子を用いて高校生を対象に出張授業を行い、横浜弁護士会でも、学校へ講師派遣の案内を送っている。

静岡県弁護士会では、高校社会科教諭の協力も得て高校生用の社会科副読本を作成して配布し、あわせて講師派遣を行っている。兵庫県弁護士会でも講師派遣を行っており、学校には講師料の負担を求めないことにしている。

学校対象の活動では講師料等の費用がネックになることが多く、費用の点で特別な配慮をしている会が多いと思われる。

### 3 模擬裁判

学校に出張しての模擬裁判に取り組む会も増えている。

筆者の経験でも、模擬裁判は、裁判という制度について生徒に考えてもらう上で非常によい教材であり、東京、第一東京<sup>(5)</sup>、奈良、名古屋等の各単位会が行っている。

### 4 法廷ウォッチング

市民を対象にしての法廷傍聴会などの弁護士会でも行われてい

ると思われるが、夏休み期間などを利用して、中学生・高校生を対象にした法廷傍聴会を行っている例も多い。たとえば東京、兵庫県、奈良、横浜、岐阜県、広島、札幌、京都、島根県等の各単位会が行っている。ただし、単位会によっては、必ずしも毎年継続的に実施しているわけではないようである。

## 5 その他

第二東京弁護士会では、会館見学会を行っており、その中で希望のテーマで講義を行う活動をしている。

福島県弁護士会では、日弁連が創立五〇周年記念事業として発行した岩波ブックレット「ところで、人権ですかーあなたが主役になるために」の冊子を、県内の公私立の高校約一一六校、中学校一四九校に各一冊寄贈した。<sup>(6)</sup>

山形県弁護士会では、来年行われる悪徳商法に関する市民法律講座に向けて山形市内の高校演劇部の協力を得て寸劇を行う取り組みがなされている。

また、単位弁護士会ではないが、日弁連広報室では、一九九六年度から社会科見学の受け入れを実施しており、この見学は單なる会館見学ではなく、弁護士による講演や司法教育ビデオの視聴を含む研修として行われている。

## 6 総括

このように、各弁護士会における、小学生・中学生・高校生を対象とした活動は、年々活発になっており、内容も多様化し、対象も、高校生中心から、小学校にまで広げた活動を行う会もある。しかし残念ながら、このような活動が紹介される機会は限られており、弁護士会全体としてのノウハウ蓄積の受け皿がない。このような状況が早急に改善されることが望まれる。

- (2) <http://www.ichiben.or.jp> 第一東京弁護士会ティースページ
- (3) 京都弁護士会会報 |五|三|四| 一九九九年四月
- (4) 名古屋弁護士会活動報告 自由と正義 |1000年五月号
- (5) 福地領「中学・高校での模擬裁判を開廷した」(自由と正義一九九八年九月号)
- (6) 「活動報告(福島県弁護士会)」(自由と正義|1000年五月号)
- (7) 「社会科見学受け入れ状況(平成二一年度)」(日弁連新聞三|一五号|二〇〇〇年四月) によるが、一九九九年度の参加者は一〇〇を超えるに至っている。

## 四 東京弁護士会における活動

### 1 裁判傍聴会システムの確立

東京弁護士会においては、広報委員会見学部会において、裁判傍聴の拡充を主たるテーマとして活動してきたが、具体的には、

一〇月一日法の日の学校教諭を対象とした裁判傍聴会のほかに、夏休み、冬休み、春休みの中高生を対象とした裁判傍聴会を核とした定期的な裁判傍聴会を定着させ、さらに機会あるごとに学校単位等の不定期の裁判傍聴受け入れを告知して相当数の傍聴会を実施してきた。

そして、傍聴会の増加に備えて受け入れ態勢の充実を図り、一般会員から傍聴案内のボランティアを募って傍聴案内人名簿（約六〇人登載）を作成し、また、傍聴者に配布するパンフレットも充実させ、傍聴前の説明に役立てられるようにした結果、一九九年には、延べ約一〇〇〇名の裁判傍聴を行うシステムをほぼ確立し、一九九九年度は、延べ一二八六名の傍聴人を受け入れている。

## 2 出張模擬裁判の契機

このような中高生を対象とした裁判傍聴会システムを確立して一息ついていた見学部会に対し、広報委員会から「見学部会もそろそろ裁判傍聴会以外の活動を考えたらどうか」とのご指摘があり、見学部会として協議した結果、「それでは出張模擬裁判をやろうか」ということになった。

では、なぜ出張模擬裁判になったのか。

それは、東京地方裁判所における裁判傍聴会は、物理的に限界

に近づいていたためである。

つまり、一般の中高生を平日に集められる夏休み、冬休み、春休みの時期には刑事裁判の数があまり多くなく、しかも最近ではフリーの傍聴者や弁護士会以外の団体が主催する傍聴会が増えてきて、それらも学校が休みの時期に集中するため、集団で傍聴できる事件を探すのが大変になっており、また、学校やクラス單位で申し込まれる学校行事としての傍聴会においても、一日一〇〇名以上の団体で申し込まれてしまうと傍聴会案内人の確保以上に法廷の確保が困難になる。

対処策として、裁判所に協力を求めて事前に事件と法廷番号を教えてもらっていたが、予定の法廷に行ってみるとすでに満席ということもあり、傍聴案内人が自分の班（約一〇名）を引き連れて空いている法廷を探し回るケースが多くなった。

そこで、次善の策として、「模擬裁判を学校で行い、それを見てもらえばいいじゃないか」ということになった。

これなら、協力してくれる会員を拡充すればいくらでも量的拡大ができる、不完全ながらも、「裁判制度を知つてもらい弁護士との交流によつて弁護士及び弁護士会についても認識を深めてもらう」という裁判傍聴会の目的に沿い、これを広めていけると考えた。

### 3 「学校へ行こう」との比較

一方、学校での出張模擬裁判という企画は、数年前から東京弁護士会内の任意団体である法友全期会が「学校へ行こう」という名称で既に行っていたが、見学部会としても、学校での出張模擬裁判の先達である同会の責任者に話を聞いたところ、「学校へ行こう」企画が事実認定を争う事件のシナリオを用い、生徒数名ずつに法曹二者の役をやらせて証人尋問の尋問事項などを工夫させ、裁判官役の生徒だけでなく、傍聴の形で参加した生徒にも○×の札を渡して有罪無罪を判断させる、という本格的なものであり、主として会員の紹介で依頼を受けた年間二～五校の学校で実施している事が判明した。

これは、見学部会の模擬裁判の発想とは若干異なるものであり、法友全期会の企画では、出張模擬裁判をスムーズに行うために法曹二者の役ごとに二、三名の協力弁護士が必要となり、さらに本番の数日前に役を割り当てられた生徒と打ち合わせを行う必要もあるなど、学校側にとってもかなりの労力が必要な企画になっていたが、見学部会の発想では、裁判制度を知つてもらうことと手軽にできる模擬裁判を考えていたので、事実認定を争わない、情状証人一名と被告人質問で一時間程度で終わる典型的な事件のシナリオを作成し、事前の勉強などもいらぬように配役にしたがって原稿を読めばよいようにして、即席

の模擬裁判を行い、その後に内容や裁判制度一般、弁護士のことについての質疑応答、討論を行う、ということを想定していた。

つまり、法友全期会が弁護士少なくとも六～七名を派遣し、学校、または少なくとも学年単位で、一つの学校行事として講堂で行う出張模擬裁判を行っていたのに対し、見学部会は弁護士一～二名で、クラス単位の社会科の授業の一環として教室でできる模擬裁判を考えていた。

### 4 「学校へ行こう」企画の承継

しかし、いずれにせよ、弁護士が学校に行って出張模擬裁判を行うことは、弁護士会の広報の趣旨にかなうことであり、法友全期会としても任意団体が行う実験的性格の企画が徐々にシステムとして確立してきた時期で、広報委員会がこれを受け継いで定着させていくことを希望していたので、一九九八年度から東京弁護士会が「学校へ行こう」企画を受け継ぐことになった。

そして、弁護士会で行う以上は広く告知して多くの学校に企画の存在を知つてもらい、その中で学校側の都合にあわせてその場でシナリオを読むだけの即席の模擬裁判を行うか、本格的に事実認定を争う模擬裁判を行うか、選んでもらえばよい、ということになり、法友全期会で「学校へ行こう」企画に活発に協力している筆者を含む会員数名を広報委員として招き、引き続き企画を支

えてもらうこととした。

なお、見学部会で考えていた即席の出張模擬裁判についても、

## 五 模擬裁判における生徒・学校の反応と弁護士が得るもの

一九九七年度中にとりあえず実験的にやってみて体験を積んでお

こうということで、急速簡単なシナリオを作り、都内の高校に応募を募つて二校で実施してみたが、その結果、いろいろと改良すべき点は出てきたが、これはこれで何とかやれそうであり、学校側の希望があれば次年度以降応じていけるという感触は得た上で、一九九八年度から、会員の中からボランティアでの指導担当弁護士名簿を作成（約七〇名登載）した上で、見学部会の新しい企画として学校への出張模擬裁判である「学校へ行こう」がスタートし、一九九九年度においては合計八校での実施が実現し、二〇〇〇年度も同じく八校の実施が予定されていたが、二〇〇〇年一二月段階で既に五校が終了している。

来年度においては、これらに加えて数校から実施に前向きな問い合わせを既にいただいている。

### 5 その他

東弁広報委員会では、その他、学校への講師派遣や弁護士会訪問にも対応しており、一九九九年度においては、学校に対する二回の講師派遣（交通事故と憲法に関する講演）を行い、二つの学校の弁護士会訪問に対応している。

#### 1 生徒の反応

このような学校現場における弁護士との接触の中での中高生の様子は、最初こそ、後述するような弁護士に対する一種の偏見を大半の生徒らが持っているためか、ほとんどの学校で、最初は弁護士から何らかの話を持ち出して指名し、各中高生に意見を聞くという形にしないとなかなかしゃべってくれないことが多いが、いったん慣れてしまふと、子どもとは思えない質問（法律的なものも含めて）をしてくることがある。

そして、学校によつては、生徒たちがまるで試験勉強をこなすかのように、細部までシナリオを徹底研究し、綿密な立証・尋問計画を立てて模擬裁判に臨み、証人役や被告人役の弁護士や教師をどぎまきさせるような場面もあり、彼らの裁判中の証人や被告人の証言内容や表情への觀察力には、我々プロも脱帽させられることがある場合には驚かされる。

#### 2 学校の反応

少なくとも、東弁で現在出張模擬裁判を実施している学校は、すべて既に復数年にわたって継続的に実施しているところであり、

弁護士指導による出張模擬裁判の実施が学校における法教育にそれなりの意義を持つていることを認めてくれることは明らかである。

その学校における法教育の意義とは、各学校の担当の先生の話をまとめるに次の点に集約されるようである。

① 裁判制度を、擬似体験とはいえ、生徒たちが体で覚えることができる。

② 暗記ではなく、自分の頭で考える学習の機会として貴重である。

③ 弁護士に対する固定的で、かつマイナスなイメージを払拭させ司法に興味を持たせるよい契機となる。

### 3 弁護士が得るもの

弁護士としては、出張模擬裁判の指導自体には、特に得るものはないといつても過言ではなかろう。

法律の基本知識は有する法学部の学生や司法修習生等であればまだしも、そのような基本知識すら有しない中高生に模擬裁判をさせるのであるから、指導するにあたり相当な困難があることは容易に予想できよう。

しかしながら、出張模擬裁判後に行われる生徒たちとの座談会における質疑応答や最後に生徒たちに書いてもらうアンケート調

査の結果を見ると、弁護士としてそこに得るものがあることに気づくのである。

それを具体的に言えば、「生徒たちがこれまで弁護士という人間をいかに特異な人物と思っていたか」ということに気づく一方で、模擬裁判の指導を通じて大半の生徒たちが「なんだ。弁護士も普通の人じゃん」というようなイメージを持つてもらえるようになったことを指すのである。

生徒たちは、やはり現代っ子らしく、その当時マス・メディアを騒がせていた事件に関するものに興味があるようで、そのようなマスメディアを通じて弁護士に対するイメージも決めているのであり、弁護士に対するイメージで多いものは、以下にあげるようなものである。

① 性格が固くて暗そう。

② 頭は良いのだろうが冷たそう。

③ 高い弁護料を取って金儲けばかりしている。

在野法曹である弁護士に対してすらこのようなイメージを持っているのであるから、裁判官や検察官に対しても同じようなイメージを持つていることは当然である。

法曹三者に対してこのようなマイナスのイメージを抱いている中高生が司法に対し関心など持つこと自体無理な話であり、このような弁護士に対するマイナスイメージを払拭させることができ

きたことが、我々弁護士としては、出張模擬裁判による大きな収穫ということができるものである。

## 六 学校教育の場における弁護士の活動のポイント

### 1 活動目的とその限界

弁護士が、学校教育における法教育において何ができるかといふと、それは、司法というものがいかに運用されており、そこににおける市民参加がいかに重要な意義を有するかということを認識できるような契機を作つてあげることに尽きる。

弁護士は、あくまで法のスペシャリストではあっても、教育のスペシャリストではないのであり、学校教育の現場では、授業の一環としての模擬裁判や裁判傍聴会に参加することにより、あくまで生徒たちと同じ視線の高さで物事を説明しアドバイスするだけの「黒子」であり、「先生」であってはならないのである。

その限度を超えると、弁護士に対するイメージの払拭は図られず、むしろ逆効果となり、市民の司法離れをより助長することは明らかである。

### 2 法の多面的理説への誘い

生徒たちは、司法教育を十分に受けていないことから、法に対

して、「違反するとヤバイもの」といったマイナスイメージばかりが先行し、人間が社会生活を送つていくためには不可欠のものであることを見落としがちである。

つまり、社会生活を平穏に送つていくために紛争を予防するには法の理解と利用が不可欠であることを全く知らないと言つても過言ではなく、これが学校における法教育における最大の欠点である。

法とは、刑法のように「恐い」ものという点だけではなく、「有益」なものもあり、その積極的利用により平穏な社会生活を維持していくことが可能になる」とを、我々弁護士は、生徒たちに出張模擬裁判後や裁判傍聴会後の座談会や講師派遣の際にわざりやすくアドバイスすることを忘れてはならないのである。

## 七 今後の方向性と問題点

### 1 法曹一元との関係

法曹一元とは、弁護士から裁判官や検察官を任命しようとする制度であり、法曹二者の基本として弁護士を位置付ける制度である。

そうである以上、これから将来における司法の担い手の予備軍としての中高生に、「司法とは何か」「弁護士とはいがなる仕事を

しているのか」「弁護士とはどんな人たちなのか」等といった事項につき、正確な情報を伝え、司法に対する興味を持たせ司法への市民参加への啓蒙をしていくことが重要となる。

そのためには、本稿で紹介し全国の各単位会で行っている学校における法教育の実践方法はどれをとっても有意義なものであることは明らかであるが、特に、出張模擬裁判とその後の座談会という企画はその重要性が大きいものであろう。

## 2 各単位会での活動の充実

単位会の中での活動は、場所によってその活動の程度に大きな差があるようであり、学校における法教育に対する取り組みを組織的に行っていない単位会もまだ存在しているようである。

そこで、各単位会同士の横のつながりを強化した上で、ノウハウの集積や交換ができるような人事交流や模擬裁判のシナリオの相互利用等ができるようなシステムを早急に日弁連主導のもとに構築し、全単位会で学校における法教育に対する取り組みを組織的に行う必要がある。

## 4 裁判所・検察庁との連携

司法改革は、弁護士や弁護士会にだけに課された作業ではない。弁護士会が実践している学校における法教育として本稿で紹介した企画についても、でき得る限り裁判所や検察庁との連携を図り、法曹三者でこれを実施していくことで、生徒たちにより深く司法の実態を理解してもらい、司法に親しみを持つてもらうことが可能となる。

## 3 ボランティア会員の人数確保

学校における法教育として本稿で紹介した企画は、すべて対象を中高生（一部小学生も含む）とするものであるから、どうして

も企画に参加するボランティア弁護士は、年代が中高生とできる限り若い若手会員（四〇期代中盤以降）が多くならざるを得ないが、司法試験合格者が激増している中、そのような企画に賛同しボランティアとして参加してくれる会員の確保がなかなか厳しい状況がある。

東京弁護士会を例に挙げれば、実動部隊は四四～五一期の若手会員一〇名ほどで企画を支えているといわざるを得ず一人の会員に依存している割合が高い。

そこで、五二・五三期の会員から今後どれくらいの数の会員を確保し、現在のボランティア会員の負担を少しでも軽減しながら企画を存続していくことができるかが至上命題となりつつある。

東京弁護士会では、裁判傍聴会において、裁判所には必ず広報を通じて傍聴予定事件を連絡するようにしているし、検察庁にも

場合によっては事前連絡しておくことがあり、時々裁判官や検察官によっては、裁判後、法廷内で裁判官が法服を脱いで壇上から降りて生徒たちと質疑応答をすることもあります。弁護士と話す以上に感動した（善い意味で）という感想を多く聞く。

## 八 おわりに

以上のことから明らかのように、現段階における日弁連の学校における法教育における試みは、各単位会における単独の活動としてみればそれなりの成果をあげているとも言えるが、地域差が激しく横のつながりは全くないといつても過言ではないのではないか。

我が国の明日を背負う中高生に対する法教育については、対外的には司法改革の一環として、そして、弁護士会内の問題としてみれば、若手会員の会務参加への契機として、今後ともその取り組み方への姿勢が問われつづけていくことは確実であり、日弁連としては、今後とも、各単位会での実践を隨時検証しながら、全国各地での均一した学校での法教育の実践を進めていくべきであろう。

